

# 田布施町木材利用促進基本方針

平成24年8月1日策定

令和5年2月 1日改定

## 第1 趣旨

この基本方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」第12条第1項の規定に基づき、山口県の建築物等における木材の利用促進に関する基本方針に則して策定するものであり、町内の建築物等における木材利用促進に関する必要な事項を定める。

## 第2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「地域材等」とは原則として、町内及び岩徳流域内から産出された木材とするが、それらが手当できない場合にあっては、県産木材または国産木材とする
- (2) 「木造化」とは、施設の構造耐久上主要な部分(柱、梁、壁等)の全て又は一部に地域材等を使って木造とする新築及び増改築とする
- (3) 「木質化」とは、建築物の内装及び外装の全て又は一部に地域材等を用いることとする

## 第3 建築物等における木材利用の促進の意義

建築物等において木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する町民の理解を深める。

### 1 木材利用そのものの効果

木材は耐熱性、調湿性に優れ、衝撃緩和効果が高い性質を有するほか、生活空間において健康面や心理面においてもよい影響をもたらす効果が期待できる。また、木材は利用するために伐採した後、再び植えて育てていくことにより、循環利用ができる環境にやさしい資源である。

### 2 森林の整備、地域経済の面での効果

木材の利用を促進していくことは森林資源の循環利用を通じた森林の適正な整備につながり、脱炭素社会の実現、森林の持つ多面的機能の発揮、農山村をはじめとする地域経済の活

性化等に大きく貢献することが期待できる。

#### 第4 町が整備する公共建築物等における木材利用の目標

公共建築物は、広く町民一般の利用に供されるものであり、県や町による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、町民に対して木と触れ合い木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。これらにより町が整備する公共建築物等における木材利用の目標は次のとおりとする。

- 1 公共建築物の新築・増築又は改築を行う場合、次の各号に掲げるものを除き、積極的に木造化を促進する。また、木造化が困難と判断されるものを含め、内装や外構等に積極的に地域材等を使った木質化に努める。
  - (1) コストや技術面で木造化することが困難と判断される施設
  - (2) 当該建築物に求められる機能の観点等から、木造化が困難と判断される施設
  - (3) その他、木造化することに困難な理由がある施設
- 2 町が公共建築物等に導入する備品・家具等は可能な限り木材製品とする。
- 3 公共建築物等を解体する際に発生した木材についても、資源の有効利用の観点から燃料利用等に供するため可能な限り木質バイオマス化を図るものとする。
- 4 その他、公共土木工事等においては、耐久性などの性能やコスト等を勘案の上、木材や木材を原料とした製品等の利用の促進に努める

#### 第5 木材の利用促進に向けた取り組み

##### 1 町の取り組み

町が公共建築物における木材の利用に努めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材利用の拡大といった波及効果も期待できる。また、県及びその他の関係機関の協力も得つつ、地域材等の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。

- (1) 木材の供給体制の整備推進
- (2) 木材の調達方法等に関する情報の収集・提供
- (3) 木材の利用促進の啓発と理解の醸成
- (4) 公共建築物等への木材利用に係る必要な財源の確保
- (5) 県が設置する「地域県産木材利用推進会議」への参画及び建築物木材利用促進協定制度の推進

## 2 公共建築物以外の建築物における木材の利用促進

県及び関係団体と連携し、建築物の建築者や町民に対し、木造建築物や内装の木質化の事例等について情報提供に努める。

## 3 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携した取り組み

林業事業者、木材加工業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、町や建築物を整備しようとする事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するなど、木材の具体的な利用方法の提案等に努める。

## 第6 その他木材の利用を推進する上で必要な事項

建築物等における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努めるものとする。

## 付則

この基本方針は、平成24年8月1日から施行する。

この基本方針は、令和5年2月1日から施行する。